

要援護世帯等の除雪について

新潟県災害救助条例及び災害救助法適用期間(H23.1.27~H23.2.26)中の除雪

1 対象者 要援護世帯及び生活保護世帯

【対象世帯数】

(単位:世帯)

区 分		24.1.27 現在	23.2.26 現在
要 援 護 世 帯		99	109
内 訳	高齢者世帯	83	92
	母子世帯	0	0
	障害者世帯	5	6
	その他世帯	11	11
生 活 保 護 世 帯		対象外	4
合 計		99	113

2 実施世帯数と費用(H24.3.21 現在)

1) 新潟県災害救助条例【1/27のみ】

◎ 実施世帯数 15世帯

◎ 実施費用	委託料 (屋根の雪下ろし)	430,500円
	賃借料 (機械排雪)	156,240円
	合 計	586,740円

2) 災害救助法【1/28~2/26】

◎ 実施世帯数 101世帯

◎ 実施費用	委託料 (屋根の雪下ろし)	5,399,625円
	賃借料 (機械排雪)	7,982,625円
	合 計	13,382,250円

参 考

長岡市要援護世帯除雪費助成事業としての除雪

I 対象世帯数(H24.1.26 現在) →→→→→ (H24.3.21 現在)

屋根雪除雪	99世帯	→→→→→	109世帯
雪踏み	14世帯	→	16世帯
小型ロータリー除雪	15世帯	→	18世帯

II 助成金申請状況(H24.3.21 現在)

	屋根雪除雪	雪踏み	小型ロータリー除雪
申請世帯数 (世帯)	81	11	9
申請延べ件数 (件)	155	28	11
助成金額 (円)	1,868,453	256,375	97,125